

塩竈市小規模事業者チャレンジ補助金 F A Q

1 制度概要について

Q 1. どのような制度ですか？

A. 小規模事業者が経営計画に基づく新たな販路拡大・生産性向上等の取組に対し、塩竈市小規模事業者チャレンジ補助金を交付するものです。

Q 2. どのような事業者が対象ですか？

A. 対象者は、以下のすべてにあてはまる小規模事業者です。

- ・令和7年3月31日より前に事業を開始した市内に主たる事業所を有する小規模事業者であること。

※上記の「主たる事業所」とは以下のいずれかを言います。

- ①経営の中心となる場所で、会社の意思決定や戦略立案が行われる場所。
- ②主要な業務が行われる場所で、製品開発、製造、販売など企業の収益に直結する重要な業務が行われる場所。

- ・提出書類の「営業実態確認書類」に記載のある所在地で確認します。

※共同申請の場合、すべての参画事業者の主たる事業所が塩竈市内に有すること。

- ・次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 暴力団員であるもの及び暴力団員等と密接な関係にある者
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) みなし大企業

(小規模事業者の定義について)

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数が	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数が	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）	常時使用する従業員の数が	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数が	20人以下

Q 3. 申請するにあたり、どのような要件がありますか？

A. Q 2. に該当する事業者のうち、販路開拓・生産性向上に資する事業を行うことが要件です。

Q 4. 交付額はいくらですか？

A. 次のとおりです。

補助対象経費の 1 / 2 (上限 40 万円)

Q 5. 補助対象事業は、いつまでに完了させる必要がありますか。

A. 令和 8 年 3 月 31 日までに事業を完了させてください。

Q 6. 申請書類 (計画書) の作成方法がわからない場合は、どうすればよいですか？

A. 経営計画・事業計画の作成については、塩釜商工会議所で支援を受けることができます。募集期限間近は、混み合うことが想定されますので、余裕をもってご相談ください。

【問い合わせ先】

塩釜商工会議所 塩竈市港町一丁目 6 番 20 号

電話：022-367-5111 (平日 9:00~17:30)

Q 7. 商工会議所の会員ではありませんが、支援を受けることはできますか？

A. 会員・非会員を問わず、計画書に関する相談等を受けることができます。相談に当たっては、事前に A 7 に掲載の連絡先にお問い合わせください。

なお、申請書の代筆はできませんので、ご注意ください。

Q 9. 交付を受けられるのは、何件くらいの事業者ですか？

A. 今回の募集では、5 件程度の事業採択を予定しています。

Q 10. 交付はいつごろになりますか？

A. 事業完了後の交付 (令和 8 年 4 月頃予定) となります。

Q 11. 過去にどのような取組が採択されましたか？

A.

- ・塗布装置導入による業務効率化と針の使用削減 (製函業者)
- ・EC サイトへの誘導強化による新たな販路開拓 (小売業者)
- ・塩竈の地場産品を使用し健康に寄与する商品の販路開拓 (飲食業者)
- ・手動機材を使い自身で印刷可能なアナログ印刷工房の整備 (デザイン業者)
- ・冷凍ピッツアを活用した商品販売・販路開拓による売上増加 (飲食業者)

- ・害虫駆除部門立ち上げによるコロナ禍売上回復（リース業者）
- ・新設備導入による顧客満足度の向上並びに環境保護の取組（車両整備販売業者）
- ・ECを活用した事業再構築となるブランド開発と管理体制の拡張（飲食料品卸売業者）
- ・店舗改装による新たな顧客層獲得に向けた販路開拓（飲食業者）
- ・高齢顧客の利用ニーズに応える座敷席の掘りこたつ化（飲食業者）
- ・店舗撤退にともなう販売部門のデジタル化サイト構築事業（製造業）
- ・既存にないレンジアップ製品、水産冷凍食品の開発、販路拡大（製造業）
- ・レーザー彫刻で新製品を開発し、仙台筆笥の魅力を広める（工芸家具製造卸）
- ・『塩竈ウェディング』ブランド確立のための販売開拓事業（結婚式関連プロデュース）
- ・店舗視認性向上と広報戦略による顧客誘致プロジェクト（飲食業）
- ・未利用・低利用魚のデータ活用型販路拡大・顧客創出事業（製造業）
- ・廃熱利用による生産能力向上（製塩事業）
- ・ECサイト・WEB広告・チラシを活用した売上拡大プロジェクト（卸売業）

2 補助対象経費について

Q 1. 対象となる経費はどのようなものですか？

A. 下記の表を参考にしてください。

具体的な経費や詳細については、全国商工会連合会の「小規模事業者持続化補助金」の公募要領「5 補助対象経費」を参考にしてください。

経費区分	説 明
①機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
②広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費 ※広報費が補助対象経費として計上する場合、目的やターゲットに応じた手段であることを補助事業計画書に記載願います。
③ウェブサイト関連費	販路開拓等を行うためのウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用をするために要する経費
④展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
⑤旅 費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査を行うため及び販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等のための旅費
⑥開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、

	設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
⑦資料購入費	事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
⑧雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
⑨賃借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
⑩専門家謝金	事業遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
⑪専門家旅費	事業遂行に必要な指導助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
⑫設備処分費	販路開拓の取組を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費
⑬委託費	上記①から⑫に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な事業に限る。）
⑭外注費	上記①から⑫に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

※なお、物品調達方法についてはファイナンスリース取引は不可とします

3 申請について

Q 1. 申請期間はいつですか？先着順で交付が決まっていきますか？

A. 申請期間は、令和7年11月4日（火）～12月5日（金）です。先着順ではなく、審査の結果によって、採択事業者を決定します。

4 その他

Q 1. すでに国の補助金が交付決定され、事業を開始していますが、本補助金の交付対象になりますか？

A. 同一の補助対象事業（支出）について、他の補助金等の交付決定を受けている場合には、対象となりません。ただし、他の補助金等の交付決定を受けている場合であっても、当該補助金等とは別の補助対象事業に係る申請であれば、対象となります。

Q 2. 他の補助金（経済産業省で実施している事業再構築補助金など）を申請していますが、本補助金も申請できますか？

A. <同一の補助対象事業に係る申請の場合>

可能です。ただし、他の補助金等の採択を受けた場合には、本補助金の採択を受けることができませんので、本補助金の交付申請後において、他の補助金等の採択を受けた場合は、至急ご連絡ください。

<異なる補助対象事業に係る申請の場合>

どちらも申請いただいて構いません。